

飯山市人権政策推進に関する基本方針(案)

平成 23 年 10 月

飯 山 市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。二度にわたる世界大戦を経て、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、人権が尊重される世界の実現に向けて様々な取組が進められています。

飯山市では、平成9年6月、差別や偏見のない、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するため、「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成14年6月には、共生社会の実現に向け市民と共に積極的に取り組むための指針となる「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（「人権教育のための国連10年」飯山市行動計画）を策定し、市が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向を明らかにし、推進してきました。

全国的には、今日なお、同和問題や高齢者、障がい者の問題をはじめ様々な人権問題が発生しており、近年は、特にドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、また新たな課題としてインターネットの急速な普及を背景にして、ホームページや電子掲示板の匿名性を悪用した人権侵害などが顕在化しています。

さらには、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性同一性障がい者の人権、また個人情報保護といった新たな分野の課題が生じています。

このため、人権教育・啓発のより一層の積極的な取組が求められている状況にあります。

今回は、これまでの成果や課題を踏まえ、現在の基本計画を継承・発展させ、さらには新たな課題への対応を含め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくための見直しを行いました。

なお、今回の基本方針策定に際しては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更閣議決定）と、長野県が平成22年2月に策定した「長野県人権政策推進基本方針」との整合性を持たせるとともに、新たに北朝鮮による拉致問題を加え、審議会の開催、さらにパブリックコメント等により多くの市民の皆様の提言、意見を採り入れています。

今後、人権が尊重される視点にたって、飯山市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

第1章	基本的な考え方		
1	基本方針策定の趣旨	1
2	基本方針の位置づけ	1
第2章	人権政策の基本理念		
1	人権の概念	2
2	人権政策の基本理念	2
第3章	人権施策の方向性		
1	人権の視点に立った行政	3
2	人権教育・啓発	3
	(1) 学校における人権教育		
	(2) 社会における人権教育・啓発		
	(3) 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者		
3	人権の相談・支援	6
第4章	分野別施策の現状と今後の方向性		
1	女性	7
2	子ども	8
3	高齢者	9
4	障がいのある人	9
5	同和問題	10
6	外国人	11
7	様々な人権課題	12
第5章	推進体制		
1	国・県等関係機関との連携強化	14
2	市における推進体制	14
3	基本方針の見直し	14

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

飯山市における人権施策の取り組みは、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和対策事業と同和教育を中心として今日まで進めるほか、青少年の健全育成対策、男女共同参画社会の形成、高齢者、障がい者等の権利擁護や福祉サービス、自立支援などの様々な施策に対応するための個別計画の策定や日常的なサービス体制の整備に努めてきました。

また平成9年6月には「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定し、市及び市民の責務を明確にし、同和問題をはじめあらゆる人権問題についての教育及び啓発活動を推進してきました。さらに、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため平成12年4月「飯山市差別撤廃と人権擁護推進本部」を設置し、市民一人ひとりの人権が保障される「人権尊重のまちづくり」を目標に掲げて行政施策を推進しています。

なお平成14年3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、昭和44年以降実施してきた同和問題に関する特別対策事業は終了し、一般対策事業に移行しました。

同年6月には人権尊重社会の早期実現に向けて市民一人ひとりが確かな歩みを進めるために「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（「人権教育のための国連10年」飯山市行動計画）を策定し、様々な人権課題に対応した人権教育・啓発活動に取り組んできました。

また、平成20年度に策定した飯山市第4次総合計画後期基本計画においては、「人権尊重意識の向上と人権教育の推進」を重点施策として位置づけ、「ふるさとに根をはり、自分らしい生き方で、いきいきとすごせるまちをつくる」ことを目指しています。

しかし、社会には依然として、差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、また、少子・高齢化、国際化、情報化の進展などに伴って、新たな問題が生じてくるなど、人権問題は多様化、複雑化してきています。

飯山市では、このような社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、市が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を策定するものです。

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、飯山市における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。飯山市では、この方針に基づき、様々な人権課題の解決に向け、施策を推進していきます。

市民の皆様や企業、民間団体においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

第2章 人権政策の基本理念

1 人権の概念

人権とは、世界人権宣言において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

また、憲法第13条では「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

人権は、人間として当たり前持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことです。

価値観が多様化し、個人の権利意識が高まるなど、社会が変化していく中で、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。このような中であっても、「人間の尊厳」を原点として人権を捉えることが重要です。

2 人権政策の基本理念

飯山市の人権政策は、「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きることができる「共生社会」の実現、すなわち「人権が尊重されるまちづくり」を基本理念とします。

なお、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが各人の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と他人の人権をも尊重することが大切です。

そのため、市民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。

また、人権の視点に立って施策を推進し、市民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します。

第3章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進することにより人権が尊重される飯山市を築いていきます。すべての市職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。また、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

2 人権教育・啓発

市民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方（考え方）に関わることであり、押し付けにならないよう、自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。人権意識は日々の生活の様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることを伝えていきます。

また、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

(1) 学校における人権教育

飯山市では、第4次総合計画（平成15～24年度）に基づき学校等で発達段階に応じた人権感覚を身につけられるように取り組んできました。

平成21年7月には、「飯山らしい学校教育計画」（飯山市学校教育振興基本計画）を策定し、「悠久のふるさと飯山を受け継ぎ支えていく人材の育成」を中心に据えて、新しい時代に生きる確かな学力の向上をめざす教育に取り組んでいます。この中では、「ふるさとへの関心や愛着を育てる」「分かる授業の実現、確かな学力の向上をめざす」「地域の願いや力を学校教育の中に生かす」の三つの重点施策を掲げ、「ふるさとに誇りと夢を持つ児童生徒」「自分の考えで判断行動し、たくましく生きる力を持った児童生徒」「知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を備えた児童生徒」をめざして実践してきております。

また、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校が相互に連携して、人間としての尊厳と基本的人権が保障される民主的な社会を実現するために、全ての差別をなくす意欲と実践力をもった人間の育成をめざして、一貫した人権教育を日常的に実践してきました。

こうした取り組みにより、児童生徒の人権尊重の精神が涵養し、人種や国籍、障がい

等による差別や人権侵害を超えて共に生きる「共生」意識が生まれ始めています。しかし、いじめ、不登校、暴力行為、偏見や差別が根絶されたとは言えません。人権教育はすべての教育の基本という理念に立ち、学習指導の一層の工夫改善や教職員の研修など、人権尊重の視点に立った学校づくりに積極的に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 幼児期は、身近な動植物に親しみ、生命の大切さや豊かな心を育てるなど人権感覚が芽生え、人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから家庭、地域、幼稚園・保育園、関係機関などと連携しながら人権教育を推進します。特に発達段階に応じて、遊びを通して、友達を大切に作る仲間づくりなど、人権尊重の意識を育みます。
- ② 学校では、児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動など教育活動全体を通じて人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図ります。また、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などによる人々との交流の機会を通して人権教育の充実を図ります。
- ③ 効果的な教育実践方法や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、学校へ提供していきます。また、心に響く人権教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の充実を図ります。

(2) 社会における人権教育・啓発

■ 地域社会・家庭

飯山市では、公民館等の社会教育施設を中心として多様な人権同和問題に関する学習機会の充実を図ってきました。

平成22年9月には飯山らしい社会教育計画（飯山市社会教育振興基本計画）を策定し、市民一人ひとりが、自分の個性を活かし、自分らしく豊かな人生を送るための「生涯学習社会」実現に向けて具体的な施策を推進しています。

また同年、「人権同和推進員」を改称し「人権同和男女共同参画地域推進員」として委嘱し、地区や集落ごとの学習会を実施し、様々な人権及び男女共同参画社会づくりに関する意識啓発を推進してきました。

しかし、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などに伴い新たな人権問題が発生しています。これまでも市内で各種の機会を通じて各方面で様々な努力が払われてきましたが、人権を取り巻く諸情勢を踏まえて、あらゆる社会教育の場での積極的な取り組みが必要となっています。

そのため、地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の充実を図り、学習意欲を高めるような参加体験型の研修を取り入れたりするなど、適切な研修内容や方法を創意工夫し、人権教育・啓発に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① すべての教育の出発点である家庭教育の中で、偏見を持たず、差別しない、人権

を大切にする家庭教育を支援します。

- ② 各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級、講座等の開設や交流活動を積極的に推進します。
- ③ 地域社会において人権教育を先頭になって推進していく指導者の研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ります。
- ④ 地域に密着したきめ細かい多様な人権に関する学習、啓発活動の充実を図ります。
- ⑤ 社会福祉協議会、PTA、区長会、公民館等関係諸団体との連携を深め、市民が一体となった人権教育を推進します。

■ 企業・職場

企業は、社会性・公共性を有しており、社会的責任とともに社会的貢献が求められ、人権問題の解決をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子・高齢化社会への対応などで果たすべき社会的役割を担っています。

飯山市では、昭和52年2月に「飯山市企業人権教育推進協議会」が設立され、現在62事業所が加入し企業内人権教育を推進してきました。また、企業内での指導者を養成するため、企業人権教育講座を実施し、市内企業における人権教育・啓発を推進してきました。しかし、採用選考に際しての不適切発言等や職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなど人権侵害の事例も全国的にみられることから、今後とも引き続き人権教育・啓発活動の充実を図ります。

[施策の方向]

- ① 企業は社会的な責任を自覚し、企業内における人権教育・啓発活動を一層推進します。
- ② 企業が自主的に人権教育に取り組めるよう指導者の養成や資質向上の取り組みを支援します。
- ③ 企業・職場における男女共同参画の推進に努めます。

(3) 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者

飯山市では、人権教育の推進にあたって、市職員、教職員などとりわけ人権とかかわりの深い特定の職業に従事する者に対しての人権同和教育を推進してきました。

今後は、いままでの同和問題の研修により積み重ねてきた経験や手法を生かすとともに、市民に一層信頼される職業人を目指して人権感覚の育成に努めます。

[施策の方向]

- ① 公務員は、全体の奉仕者として公平で公正な行政施策を推進する上で特に人権感覚が大切であり、計画的な人権教育を実施します。
- ② 市職員及び市行政施設の職員については、一人ひとりが人権行政の担い手である

ことを強く認識して、常に市民の基本的人権を尊重し、市民の権利を擁護する立場から、全職員を対象とした人権教育研修の充実を図ります。

- ③ 教職員は、人格形成期に教育活動を通じて大きな影響を与えるため、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるようきめ細かな人権教育を実施します。
- ④ 医療関係者は、患者等の人権の重要性を認識し、適切な対応が図られるよう、医療職場における人権教育を推進します。
- ⑤ 消防職員は、人命にかかわる職務が多いことから、人権の重要性を認識し、適切な対応が図られるよう、消防職場における人権教育を推進します。
- ⑥ マスメディア関係者は、取材活動や紙面の編集、番組の制作に携わる職務が多いことから、人権尊重の視点に立ち、その公共的使命を一層認識するための人権感覚の育成を推進します。

3 人権の相談・支援

市民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

(1) 国、県、関係機関との連携

人権に関する問題の解決に向け、相談・支援の実効性を高めるため、国、県、人権擁護委員など、人権に関わる幅広い関係機関と連携して対応します。

(2) 相談窓口の周知広報

市民が、人権問題を自らの判断で解決できるよう、各種相談窓口や支援制度などについて、マスメディアなど、様々な機会や広報媒体を通じて周知します。

第4章 分野別施策の現状と今後の方向性

1 女性

飯山市では、女性の地位を高め、意識の向上を目指して様々な女性団体が連携し、自主的活動を広げてきました。その中で女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、平成9年女性問題懇話会が発足し、平成12年3月に第一次飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」が策定され、平成17年第1次男女共同参画計画、平成22年には第二次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。

また、平成13年には「飯山市男女共同参画推進委員会」と市民の自主的な参加を主体とした「いいやま男女共同参画市民会議」が設立されましたが、平成22年6月に同市民会議は、一定の活動の成果を得て発展的解散となっています。

平成16年には「飯山市男女共同参画コミュニケーター」を設置して、地域学習会で住民への意識向上の啓発に取り組んでいます。

また、平成20年2月には、「飯山市男女共同参画づくり条例」が制定されました。

現在、法律や制度面では、男女共同参画実現のための整備がなされてきましたが、依然として社会には、意識・慣習の中に固定的性別役割分担が残っており、様々な分野で男女平等が実現されているとはいええない状況にあります。

当市は、市民のだれもが性別にかかわらず人権が尊重され、それぞれの個性や能力を発揮でき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野に積極的に参画できる、男女共同参画社会の実現をめざし、市と市民、事業者、地域団体が連携・協力して施策を進めていきます。

〔施策の方向〕

- ① 「いいやま男女共同参画プラン21」に掲げる事項を基本施策として推進します。
- ② 企業、家庭、地域、行政等において、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女平等教育や人権啓発活動の充実を図ります。
- ③ 学校教育では、男女が互いの個性や能力を尊重しあい、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図ります。
- ④ あらゆる分野の政策・方針決定の場へ男女共同参画を進めるため、審議会等への女性登用を推進します。また、行政、企業、民間団体、各区、PTA等の指導的立場に女性を登用するよう機運の醸成を図ります。
- ⑤ 男女共同参画社会形成に向けた指導者の養成に努めます。
- ⑥ 雇用における男女平等の確立を目指し、法律や制度の周知徹底を図るほか、職場において女性の能力が正しく認められ働きやすい環境が整備されるよう啓発に努めます。
- ⑦ セクシャル・ハラスメントに対する意識啓発と発生の防止に努めます。
- ⑧ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて意識の啓発に努めます。
- ⑨ 女性問題の相談窓口を引き続き開設し、充実に努めます。

⑩削除

2 子ども

飯山市では、昭和47年に青少年育成連絡協議会を設置し、地域の集落ごとに子ども会育成会を設置し、区、PTA、地域の公民館をはじめ市民全体の協力を得て、青少年の健全育成活動を推進してきました。

また、昭和49年に青少年補導センターを設置し、青少年補導員61名を委嘱して、非行防止や街頭補導、有害環境の排除活動等子どもたちの善導活動を行ってきました。

平成5年3月には、従来の青少年対策を総合的に推進するため、市民の青少年関連43団体による飯山市青少年育成市民会議を結成して、市民総ぐるみの育成活動を推進してきました。

さらに、核家族化や共働きの増加に対する子どもたちの健全育成を支援するため、昭和61年には「児童センター」を開設し、現在では、児童館・児童センターが各2カ所、児童クラブが4ヶ所運営されています。

また、平成11年には「子育て支援センター」を設置し、育児不安等の相談事業にも取り組んでいます。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、多様な形で青少年に影響を与えています。インターネットや携帯電話を通じて、出会い系サイト等を利用した青少年が事件に巻き込まれ被害に遭うケース、児童虐待やいじめなど子どもの安全を脅かす事件、ニート、ひきこもり、不登校など青少年を取り巻く問題は、一層深刻さを増しております。大人社会の病巣が子どもの心身に悪影響を及ぼしています。

このような状況から、子どもに関する問題については、子どもの視点にたって、子どもの人間としての権利に対応し、市民一人ひとりが家族や子育てに関する関心を一層高め、行政、家庭、学校、地域や企業等社会全体での取組みを引き続き推進するほか、大人社会における利己的な風潮や金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していく必要があります。

また、大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくとともに、飯山市次世代育成支援行動計画に基づき、学校、家庭、地域において、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 学校、家庭、企業、地域など市民全体で、相互に連携を取りながら子どもの人権尊重と保護に向け、啓発活動を推進します。
- ② 子どもたちの主体性を育む育成組織の充実を図ります。
- ③ 人権学習をとおして、子どもたちが自他の権利を大切にすることや、社会の中で果たすべき責任や義務についての指導に努めます。
- ④ 子どもが社会性を身に付けるとともに、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人たちとのふれあいや交流活動等を推進します。
- ⑤ 削除
- ⑥ 市の「子育て支援センター」等で、引き続き相談体制の充実を図ります。

- ⑦ 子どもたちに有害な環境の改善に努めます。
- ⑧ 人材バンク等の活用による子どもたちへの地域の教育力の向上を図ります。
- ⑨ 校内暴力やいじめ、不登校などに対して、学校と連携して教育相談指導の充実を図ります。

3 高齢者

飯山市では、平成5年に「飯山市老人保健福祉計画」を策定し、各種の施策を実施してきました。

高齢化の進展に伴い、平成12年には、新たな「飯山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、3年毎に見直しを図りながら、保健福祉サービスを充実していくとともに、家庭や住み慣れた地域の暖かいふれあいの中で、お互いに助け合い、必要なサービスが気軽に受けられる高齢者の福祉社会づくりに努めてきました。

各種の制度や施策の実施により、高齢者福祉については充実が図られてきましたが平成20年4月には高齢化率が30%を超え、ますます高齢化が進む中で、高齢者の人権に係わる問題として、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害の新たな問題が提起されています。

また、高齢者の社会参加の困難性などが指摘されていることから、高齢者が安心して自立した生活が送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取り組みを積極的に推進します。

[施策の方向]

- ① 「飯山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進します。
- ② 高齢者も社会の重要な一員として、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、人権尊重思想の普及高揚を図ります。
- ③ 高齢者の学習機会の整備や高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かした社会参加機会の充実と社会参加しやすい環境整備を図ります。
- ④ 人権擁護委員、社会福祉協議会と連携した高齢者相談体制の充実を図ります。

4 障がいのある人

飯山市では、昭和59年に「ともに生きる社会をめざして」をスローガンに、「障害者に関する長期行動計画」を策定し、障がいのある人たちが障がいのない人たちと同様に、家庭や地域などをあらゆる場面で社会参加をすることができる社会をめざす「完全参加と平等」の理念の実現に向け、様々な施策を実施してきました。引き続き平成13年には「人々が健康で幸せに暮らせるまちをつくるために」を基本理念に、「第2次障害者対策に関する長期行動計画・いきいき障害者プラン」を策定し、平成19年には飯山市障害者計画及び障害者福祉計画（第Ⅰ期）、平成21年に障害者福祉計画（第Ⅱ期）を策定し、障がい者施策の一層の推進を図ってきました。

障がいのある人々は、様々な物理的又は社会的障壁のために不利益をこうむることが多

いため、その自立と社会参加を市民全体で支え、促進していくことが大切です。平成16年に「障害者基本法」が改正され、法の基本理念の中に「障害を理由とする差別の禁止」も明記され、障がいのある人も、ない人も「共に生きる社会」実現のために取り組んでいく必要があります。障がい者への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が大きく影響していますので、認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ① 飯山市障害者計画及び障害福祉計画（第Ⅱ期）を推進します。
- ② 障がい者や障がいに対する偏見や差別をなくすために、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ③ 障がいのある人、ない人が「共に生きる社会」実現のため、ボランティア活動や各種交流活動を推進します。
- ④ 障がい者の自立や社会参加を促進するため、物理的な障がいをなくすなど「福祉のまちづくり」を推進します。学校施設についても改善を進めます。
- ⑤ 障がい者の人権擁護のため、人権擁護委員と連携した相談体制の充実を図ります。

5 同和問題

飯山市は、昭和40年8月の同和対策審議会答申及び平成元年2月、平成9年2月の飯山市部落解放審議会答申の精神を尊重しながら、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け、総合計画「飯山新世紀プラン」に基づき、関係機関・団体と協力して「差別のない明るい社会」の実現に向けて鋭意努力してきました。

平成9年2月「飯山市における今後の同和対策について」の部落解放審議会答申では、とりわけ差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動の充実が提起されました。

これを受けて、平成9年度に「飯山市同和（人権）教育基本方針」と「飯山市同和（人権）教育5か年計画」を策定するほか、平成10年度に策定した「第3次飯山市総合計画後期基本計画」の中でも位置付けして、同和問題の早期解決と人権意識の普及高揚を目指し、同和教育の充実と同和対策事業を計画的に推進してきました。

また、平成14年3月末をもって、同和問題に対する国の特別対策事業は終了し、一般対策事業に移行しましたが、平成13年12月27日付けの差別のない明るい飯山市を築く審議会答申「飯山市における今後の同和対策等について」では、同和問題について、偏見や誤った意識はまだ根強く残っている。同和問題の解決なくして「人が人として尊重される社会」の実現はないとしています。今後は同和問題を人権問題という本質から捉え、人権同和問題の解決の視点にたち、市民一人ひとりが自分自身の課題として捉える取り組みへ力点を移した施策を推進していくことを提起しています。

これを受けて、平成14年6月「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（〔人権教育のための国連10年〕飯山市行動計画）を策定、平成20年度策定の「第4次飯山市総合計画後期基本計画」の中でも位置づけて、現在まで様々な施策を積極的に推進してきました。

しかし、平成20年12月～平成21年1月に、市民を対象に実施した人権問題に関する市民意

識調査「今なお県内でも差別的な電話や発言等がある同和問題についてどのようにお考えですか」の問いに、6%の人が「根強く残っている」59%が「まだ残っている」と答えています。また、「どのようなことで差別が残っているとお考えですか」の問いには52%が「結婚」と答えています。

これまでの取り組みにより、生活環境等の改善については一定の成果をあげましたが結婚等に伴う差別意識の問題がいまだに根強く残っています。学校、家庭、地域、企業、職場など、様々な場を通じての教育・啓発を推進し、同和問題と人権尊重の理念に対する正しい理解と差別意識の解消に取り組みます。

[施策の方向]

- ① 生活環境の改善は一般施策となっていますが、事業にあたり創意工夫をして引き続き実施します。
- ② 「差別のない明るい飯山市を築く市民大会」をはじめ各種の広報媒体を活用して、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として認識するための人権啓発活動を推進します。
- ③ いいやま人権福祉センターを拠点として、健康教室、クラブ活動などの各種の住民交流活動を推進します。
- ④ 幼児期から高校生までの発達段階に応じ一貫した人権(同和)教育を実践するため、相互の連携を図るとともに、教職員を対象とした指導研究機会の充実を図ります。
- ⑤ 公民館や各種団体に働きかけ、学習会や講座などの地域ぐるみの人権(同和)教育を推進します。また、人権(同和)教育のリーダーを養成し、その活用を図ります。
- ⑥ 企業内の人権(同和)教育を引き続き推進します。
- ⑦ 市芸術文化協会と協力しながら、人権文化創造活動を推進します。
- ⑧ わかりやすい人権(同和)教育・啓発資料の提供に努めます。
- ⑨ 人権擁護委員と連携した人権に関する相談体制の充実を図ります。
- ⑩ いいやま人権福祉センターに、引き続き人権福祉総合相談窓口を開設するとともに、人権教育・啓発の拠点となる「開かれたセンター」として、その充実に努めます。
- ⑪ 就労・雇用対策については、公共職業安定所や関係機関と連携し、職業相談体制の充実に努めます。
- ⑫ 削除

6 外国人

飯山市に居住する外国人は、平成23年5月1日現在208名で、その国籍も12か国に及んでいます。市民は、職場、学校、地域社会など日常生活の様々な場面で外国人と密接にかかわりをもっています。市では、外国語表記のパンフレットの配布や、転入手続きの際には健康保険や年金などの各種制度の説明、併せてごみの出し方等、日常生活に関する情報の提供など、外国人が暮らしやすい施策を推進してきました。

また、国際交流員1名、小・中学校にそれぞれ2名の「外国語指導助手」を配置し、子ども達に小さいときから国際理解のための教育を推進しています。

しかし、社会では現実には、外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれ、言語、文化、習慣等への理解不足から様々なトラブルが発生している現状があります。

外国人と日本人が住民として共に生活できる、開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、広く市民の間に多元的文化や多様性を容認する「共生の心」を醸成し、共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指します。

[施策の方向]

- ① 国際交流員による各種交流活動、公民館などで行う講習会の開催、地区の人権学習会などの場を活用して、人権の尊重や多様な文化の理解など、国際理解の促進と共生意識の醸成に努めます。
- ② 学校において国際理解のための教育を推進します。
- ③ 外国籍の児童生徒には、就学の機会を保障するとともに、日本語の習得、生活適応のための相談指導に努めます。
- ④ 日常生活に必要な情報の提供、生活相談など支援体制を充実します。

7 様々な人権課題

人権問題については、1～6に記述した以外にも多くの問題があり、それぞれ関係法律によって、人権啓発や社会参加の推進が図られています。飯山市では従来各種の学習会や講座などの機会を通じて様々な人の人権問題についての啓発に努めてきましたが、今後はより視野を広げたくまめ細かな人権教育・啓発に取り組みます。

[施策の方向]

- ① HIV感染者に対する人権擁護については、感染予防のための正しい知識の普及を行うとともに、知識不足や誤解によって生じたさまざまな偏見や差別をなくす啓発活動に取り組むほか、地域社会と患者・感染者との共生を図ります。
- ② ハンセン病患者・元患者に対する人権擁護については、ハンセン病の正しい知識の普及啓発を推進し、偏見や差別の解消に努めます。
- ③ 刑を終えて出所した人に対する人権擁護について、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう偏見や差別の解消に努めます。
- ④ 犯罪被害者等に対する人権擁護については、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するほか、プライバシー侵害、名誉毀損、過剰取材などから人権擁護に対する啓発に努めます。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権擁護については、アイヌ民族の歴史文化に対する関心を一層高め、偏見や差別の解消に努めます。
- ⑥ プライバシーの侵害に関する事例は、情報化社会の中で以前にもまして多く発生しており、プライバシーの保護について啓発に努めます。
- ⑦ 地域社会における慣行や因習あるいは考え方で差別や差別につながる恐れのあるものについては、見直しや研究を進めます。

- ⑧ インターネットによる人権侵害は、情報化時代を代表する特異な現象として急増しているため、許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案については、プロバイダーに対して関係機関と連携し、自主規制を要請するほか、当該情報等の停止・削除を申し入れます。
- ⑨ 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、拉致問題を早期に解決するため、この拉致問題に関する広報・啓発に努めます。
- ⑩ 性同一性障がい者等に対する認識を深めるとともに、人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛など性的少数者に対する偏見や差別の解消を目指して、広報・啓発に努めます。

第5章 推進体制

1 国・県等関係機関との連携強化

国・県を含むそれぞれの関係機関では、人権に関する各種の施策が取り組まれています。この計画を効果的に推進していくために、関係機関と連携を密にし、情報交換、協力体制を図りながら推進していきます。

2 市における推進体制

人権政策の効果的な推進にあたっては、「飯山市差別撤廃と人権擁護推進本部」において、行政と市民が一体となって取り組んでいくこととします。

また、「差別のない明るい飯山市を築く審議会」等の意見や提言を生かして施策を推進していきます。

3 基本方針の見直し

社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、差別のない明るい飯山市を築く審議会に意見を求めるとともに、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。